

令和2年度 長野支部保険料率について

(1) 令和2年度保険料率に関する論点と協会けんぽの考え方

1. 平均保険料率

《 論 点 》 協会の財政構造に大きな変化がない中で、今後の5年収支見通しのほか、人口構成の変化や医療費の動向、後期高齢者支援金の増加などを考慮した中長期的な視点を踏まえつつ、令和2年度及びそれ以降の保険料率のあるべき水準について、どのように考えるか。

《 考 え 方 》

平成29年・30年度の運営委員会での理事長より

・「保険料率の議論を進めるにあたり、中長期的に考えたい」

・「協会の財政構造や社会情勢等の状況に大きな変化なければ10%の維持を前提に議論を進めていく」

との方向性が示されており、それらを踏まえて、令和2年度の平均保険料率は「10%を維持したい」と考えています。

2. 激変緩和措置

《 考 え 方 》 激変緩和措置について、政令で定められた解消期限(令和元年度末)までに終了できるよう、計画的に解消を進めてきたところであり、解消期限どおりの令和2年3月31日で終了したい。

インセンティブ制度について、本年11月に開催する運営委員会において、平成30年度実績の確定値を示し、当該実績に基づく評価が上位23位に該当する支部に対して、支部ごとの評価に応じた報奨金を付与することにより、保険料率の引下げを行いたい。

3. 保険料率の変更時期

《 考 え 方 》 令和2年度保険料率の変更時期について、令和2年4月納付分(3月分)からとしたい。

(2) 運営委員会における主な意見

1. 平均保険料率

当組織にて支部評議員の意見を聴取したが、理事長の中長期的な立ち位置や様々なデータによる中長期的な料率に対する考え方が浸透してきており、全員が料率維持との意見であった。今後の健全な運営のため、料率を維持する方向で検討いただきたい。

協会けんぽはセーフティネットの役割があり、これは協会けんぽの重要な役割である。健保組合の解散後は、協会に受け入れることになるので、今後もできる限り安定的な運用をする必要があると感じる。

支部の意見の大半が維持となったことは、本部の中長期的な立ち位置との考えが浸透し、支部からも評議員に対して丁寧に説明された結果だと思う。これだけ維持という意見が出ているので、その意見を尊重すべきである。また、評議会意見にもあるが、準備金を有効に活用し将来的なコスト削減に結びつけることが大事である。

支部の意見は概ね維持であるが、それは、多くの支部が「10%が限界」であるということと受け取れるのではないかと。また、保険料率引き下げについては、国庫補助の減額による保険料率の持続性を損なう恐れや後期高齢者の自己負担額が今後の議論次第であることを考えると、現状では10%維持が賢明。

中長期的な考え方に一定の理解が得られ、支部に浸透しているという意見に賛同する。一方で、準備金の適正な水準を客観的に示すべきなどの意見についても傾聴すべきであり、適正な水準ということについて、議論を詰めることが大事であると思う。その際、適用拡大や健保組合の解散などのリスクを明確にして、準備金が必要であることを丁寧に説明をすることが大事である。

平成20年から約10年間で、事業主の社会保障費への負担は増大している。適用拡大等、負担が増える議論があることは承知しているが、これ以上の負担は、事業主も従業員も困難であることを認識いただき、少しでも負担が軽減できるように来年度の保険料率を議論いただきたい。

保険料率が上がるということは、医療費を使うからである。保険料率が高い支部を見ると、時間外受診が多い。そういうことを明らかにして是正しなければ適正化はできない。医療費としては微々たる効果かもしれないが、時間外受診の是正や薬剤の適正使用などに取り組まなければ、適正化は困難であると思う。

2. 激変緩和措置の解消とインセンティブ制度の導入

激変緩和措置の解消について、特段の異論はなし。

インセンティブ制度導入について、特段の異論はなし。

3. 保険料率の変更時期

令和2年4月納付分から変更するという点について、特段の異論はなし。

(3)長野支部評議会における主な意見

1. 平均保険料率

やはり中長期的な視点で考えていくのが妥当ではないかと考えている。

消費税が上がり景気の先行きが不透明なところもある中で、事業主・従業員ともに所得が上がるという期待をなかなか持ちづらくなっている。その一方で、医療費がどんどん上がる傾向は目に見えているので、やはり中長期的な視点で考えていくというのが一番ではないかと考えている。

平均保険料率の考え方については、これで良いと考える。

特段今回何かを大きく変えるという必要はないと考える。

2. 激変緩和措置の解消とインセンティブ制度の導入

インセンティブ制度の各評価指標の得点への反映の仕方に違和感がある。例えば、速報値で1位の佐賀支部は「要治療者の医療機関受診率」が高かったことが全体の順位に大きく影響したと考えられるが、最も医療費が高く取り組むべき課題や改善する余地が多い支部でこの指標の数値が高くなるのは、ある意味当然だという気もする。

事業所は大変厳しい状況で、従業員の賃金の上昇はなかなか見込めない状況が続いている。そのような状況を踏まえたうえで、これからの若い世代が事業を担っていく時代が来ている。これからの会社を担う世代のためにも、今後に備えた取り組みをインセンティブ制度などを通じて皆で進めていくことが大変重要だと実感している。

3. 保険料率の変更時期

令和2年4月納付分から変更するということについて、特段の異論はなし。

(4) 全国の支部評議会における主な意見

令和元年10月に開催した各支部の評議会での意見については、昨年と同様、理事長の現時点における考え（状況に大きな変化がない限り、基本的には中長期的な視点で保険料率を考えていくこと）を評議会でも説明した上で、特段の意見があれば提出していただくこととした。

意見書の提出状況並びに平均保険料率に対する意見の概要は以下のとおり。

意見書の提出なし	13 支部 (9 支部)	※()は今年の支部数
意見書の提出あり	34 支部 (38 支部)	
① 平均保険料率 10%を維持すべきという支部	21 支部 (18 支部)	
② ①と③の両方の意見のある支部	7 支部 (13 支部)	
③ 引き下げるべきという支部	2 支部 (6 支部)	
④ その他(平均保険料率に対する明確な意見なし)	4 支部 (1 支部)	

■長野支部は、昨年・本年とも意見書は提出していません。

※ 激変緩和措置については、計画的な解消以外の意見はほぼなく、保険料率の変更時期についても、4月納付分（3月分）以外の意見はほぼなし。

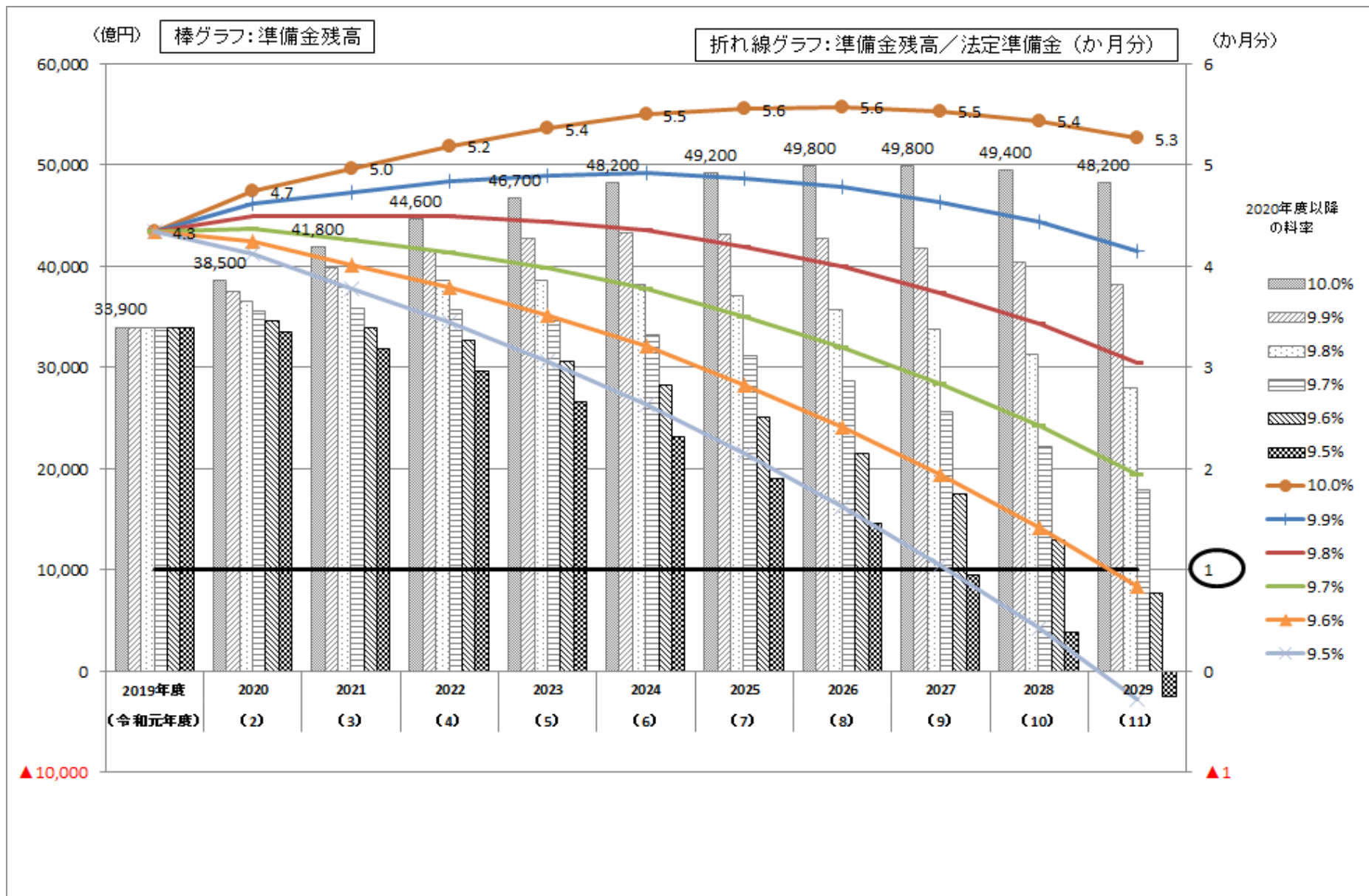
(5-1) 来年度以降の10年間(2029年度まで)の準備金残高と法定準備金に対する残高の状況

協会けんぽ(医療分)の10年収支見通しの前提によるごく粗い試算

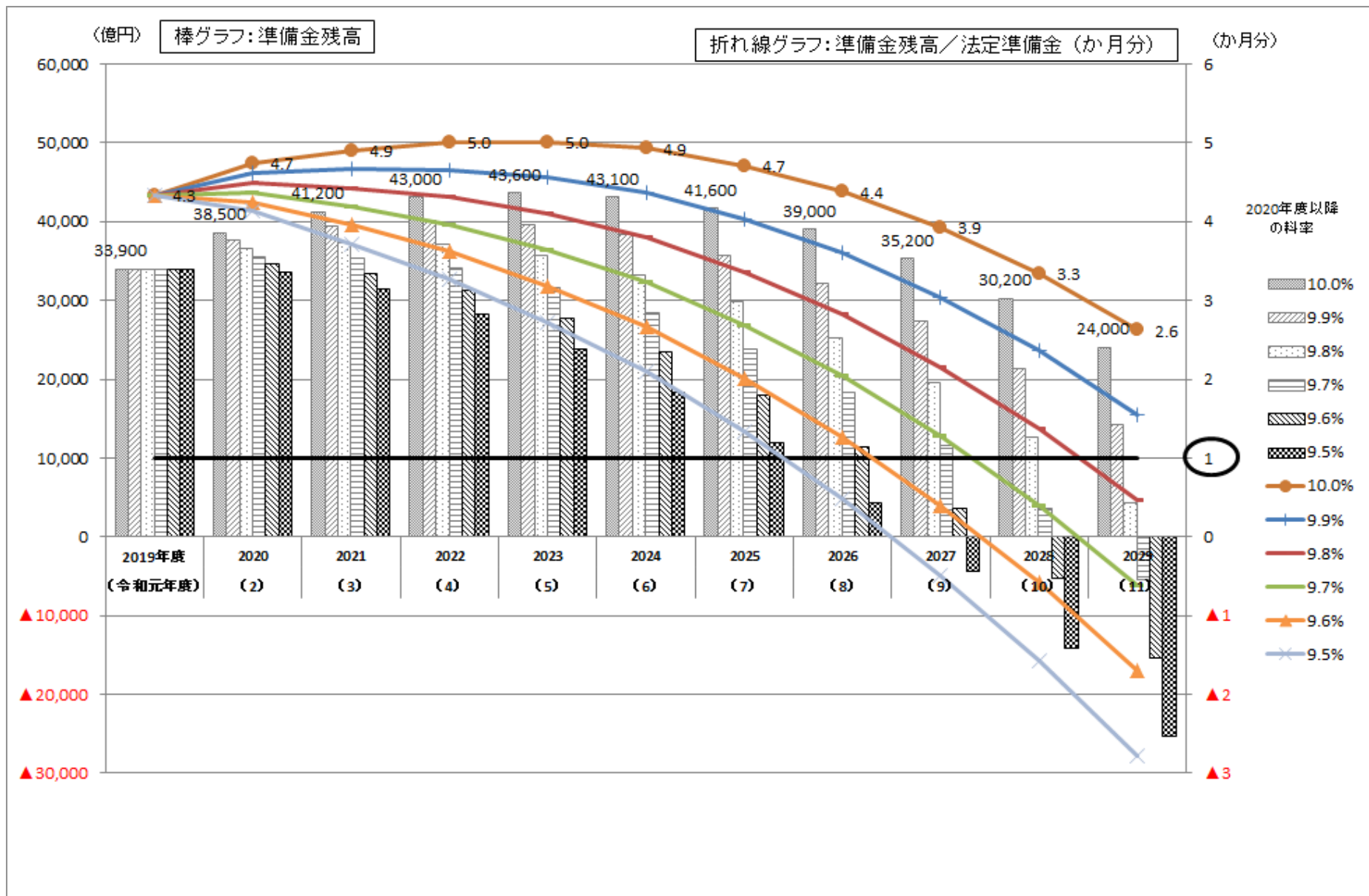
5年収支見通し(令和1年9月試算)と同様の前提において、2020年度(令和2年度)以降の平均保険料率を10.0%~9.5%でそれぞれ維持した場合について、今後10年間(2029年度まで)の各年度末における協会けんぽの準備金残高と法定準備金に対する残高の状況に係るごく粗い試算を行った。

- ▶ 平均保険料率10%維持の場合の準備金残高は、
Ⅰの「賃金上昇率:2021年度以降1.2%」のケースでは2026年・27度
Ⅱの「賃金上昇率:2021年度以降0.6%」のケースでは2023年度
Ⅲの「賃金上昇率:2021年度以降0%」のケースでは2022年度をピークに減少し始め、2019年度以降に平均保険料率を引き下げたケースでは準備金残高のピークは更に早まる。
- ▶ Ⅰの「賃金上昇率:2021年度以降1.2%」のケースでは、
「現在の平均保険料率を維持した場合」「2020年度以降の平均保険料率を9.8%に引き下げた場合」のどちらの場合であっても、2029年度まで準備金残高が法定準備金を上回る。
- ▶ Ⅱの「賃金上昇率:2021年度以降0.6%」のケースでは、
「現在の平均保険料率を維持した場合」には、2024年度には単年度収支差が赤字となり、以降準備金残高が年々減少するものの、2029年度まで準備金残高が法定準備金を上回る。
「2020年度以降の平均保険料率を9.8%に引き下げた場合」には、2022年度以降準備金残高を取崩すことにより、2028年度までは保険料率を維持できるものの、2029年度には10.3%に達する。
- ▶ Ⅲの「賃金上昇率:2021年度以降0%」のケースでは
「現在の平均保険料率を維持した場合」には、2023年度には単年度収支差が赤字となる。以降、準備金残高を取崩すことにより2028年度までは保険料率を維持できるものの、2029年度には11.0%に達する。
「2020年度以降の平均保険料率を9.8%に引き下げた場合」には、2022年度以降準備金を取崩すことにより、2026年度までは保険料率を維持できるものの、2027年度からは年々上昇を続け、2029年度には11.2%に達する。

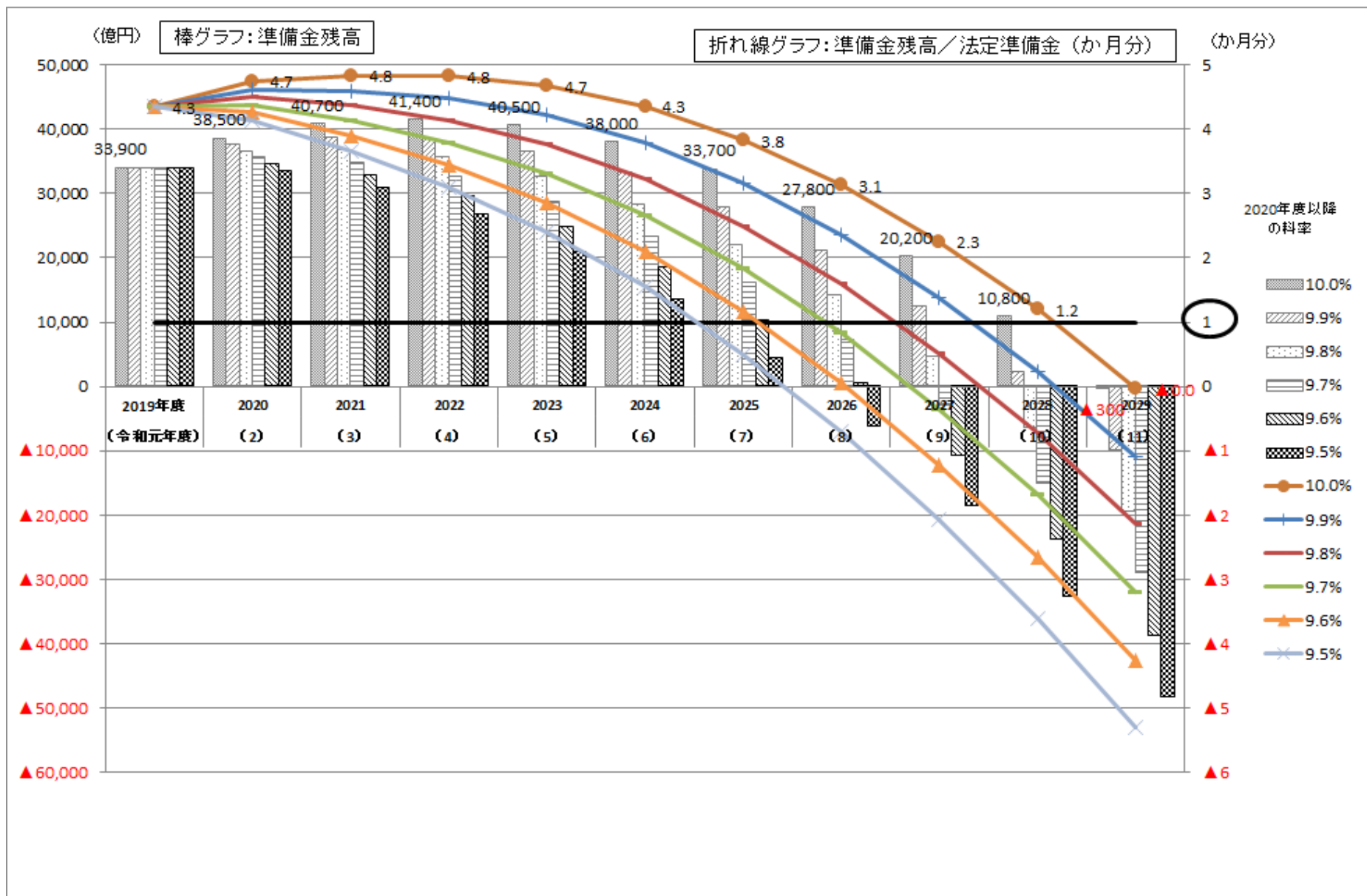
(5-2)貸金上昇率：2021年度以降 1.2%



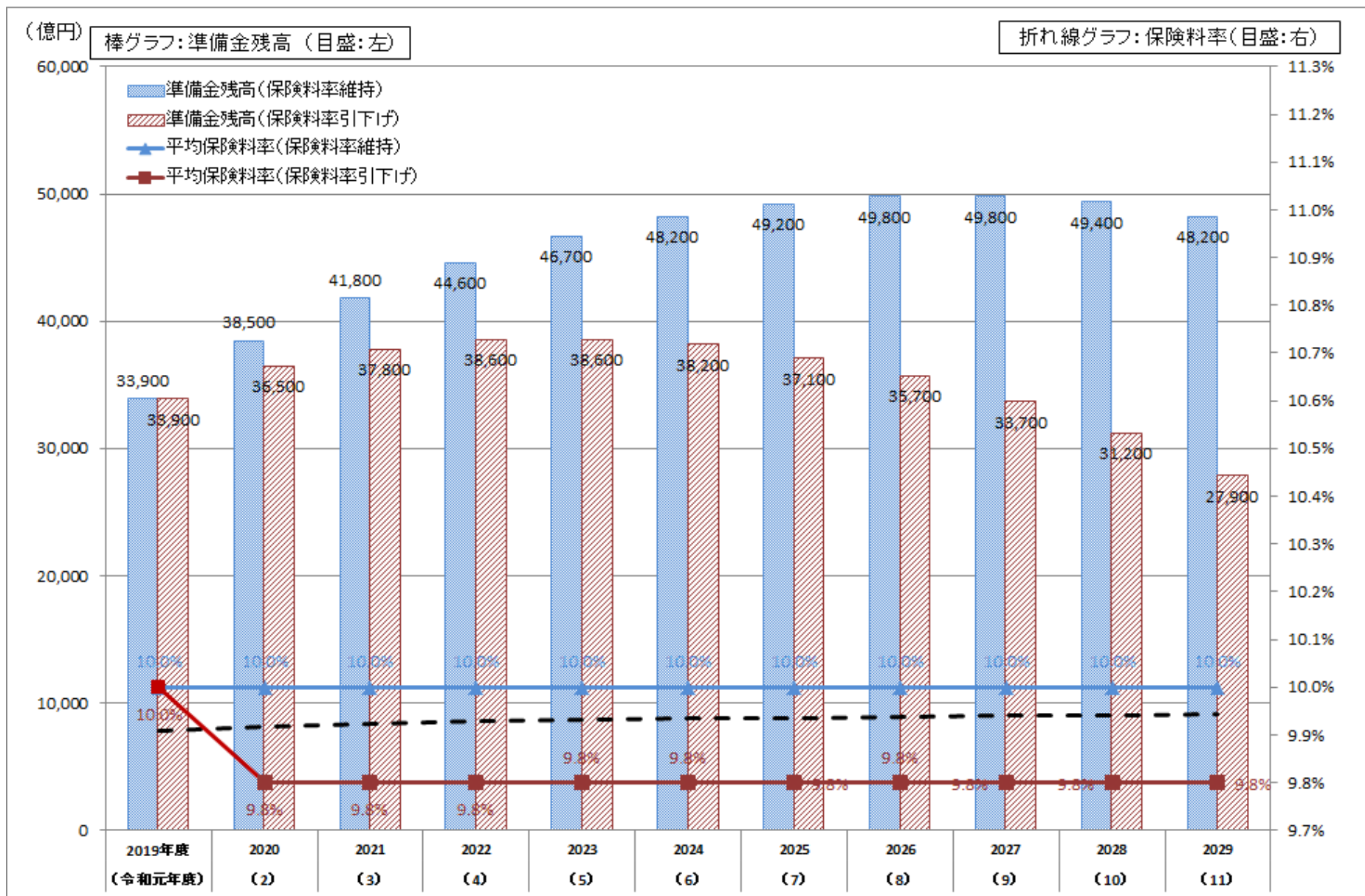
(5-3) 貸金上昇率: 2021年度以降 0.6%



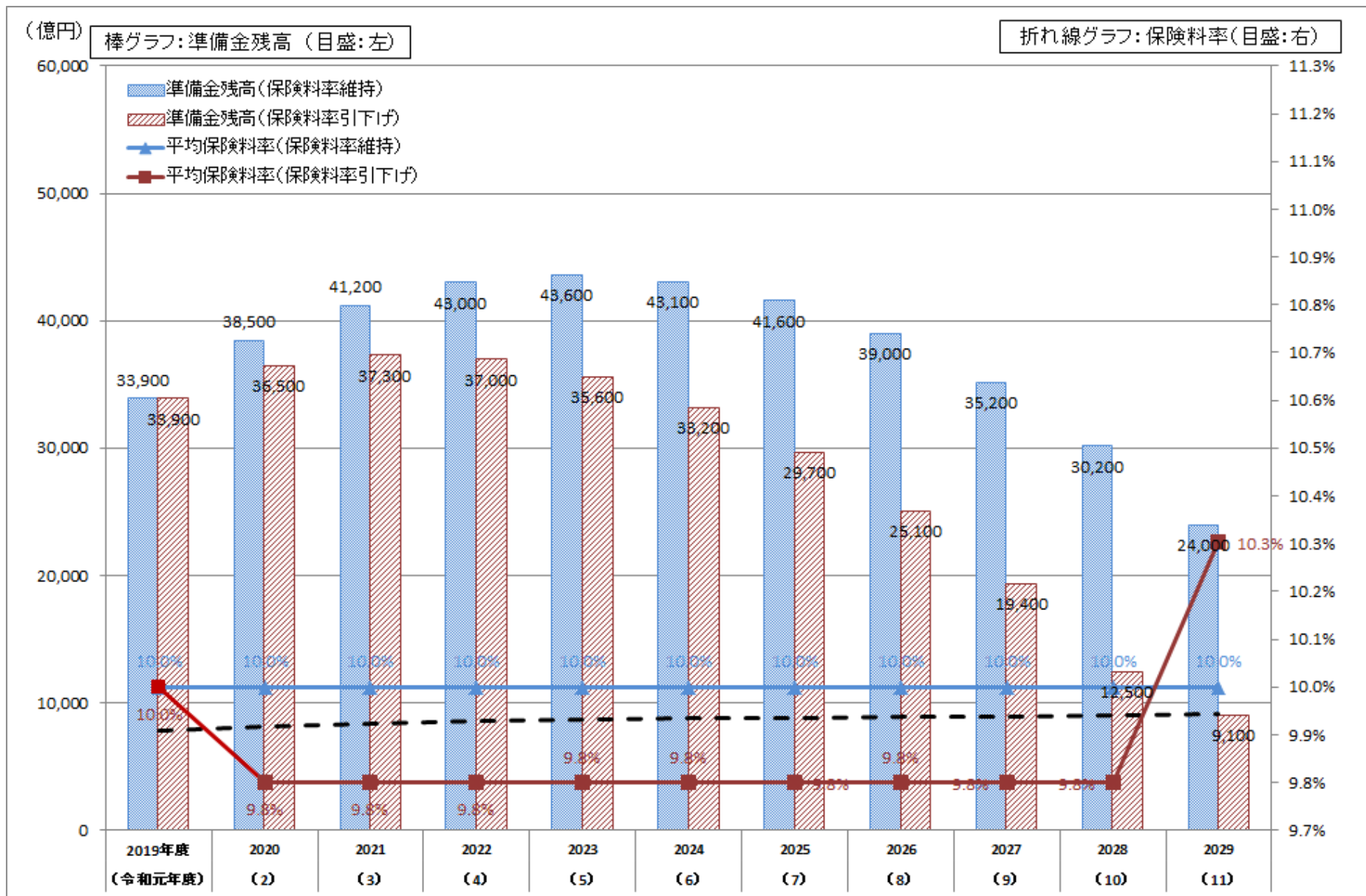
(5-4) 貸金上昇率: 2021年度以降 0%



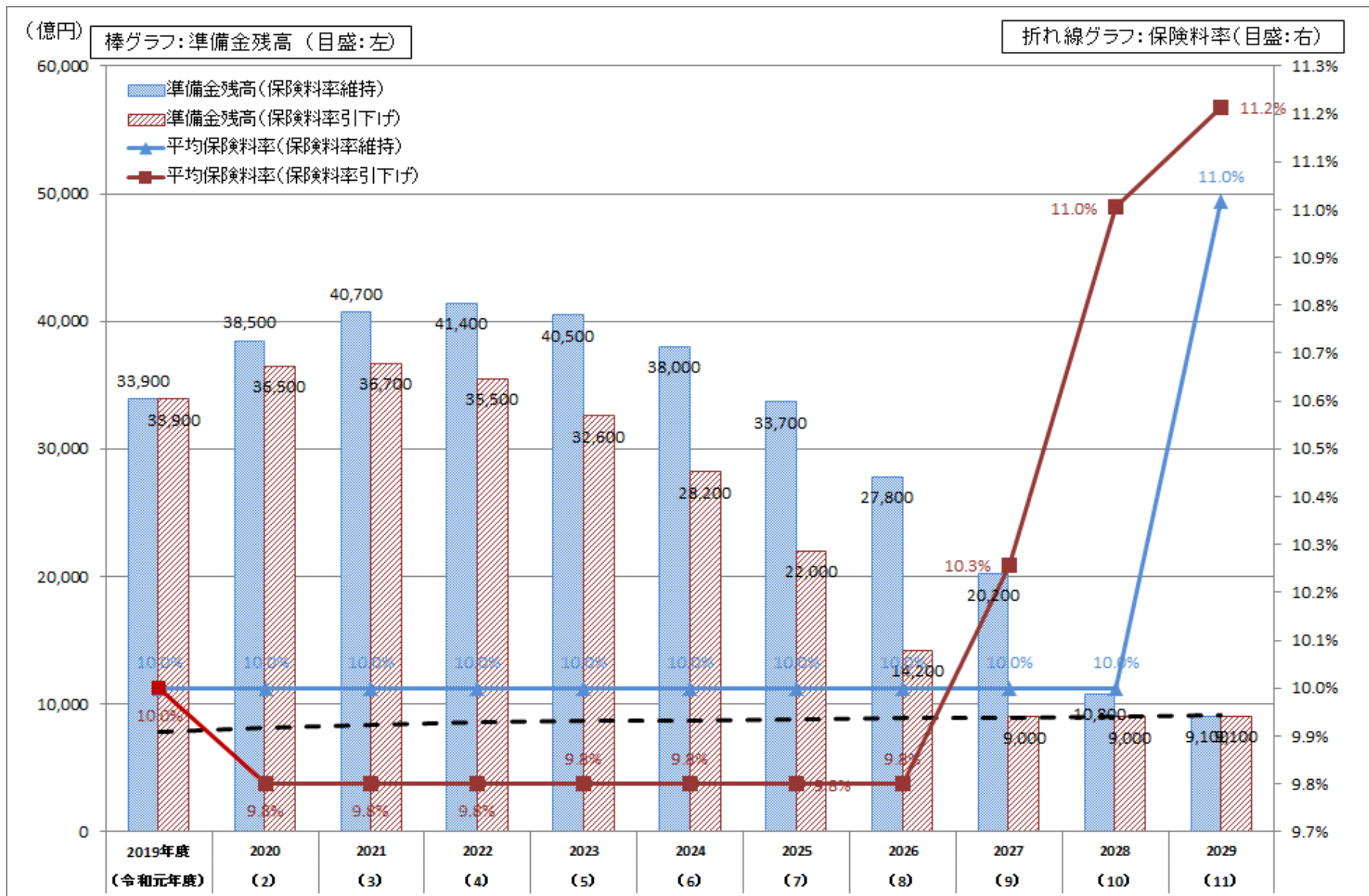
(5-5) 賃金上昇率: 2021年度以降 1.2%



(5-5) 賃金上昇率：2021年度以降 0.6%



(5-6) 賃金上昇率: 2021年度以降 0%



(6-1) 令和2年度長野支部保険料率

第1号都道府県 単位保険料率	+	第2号都道府県 単位保険料率	+	第3号都道府県 単位保険料率	-	収入等の率	+	精算分の率	+	インセンティブの 率
(支部別医療給付費)		(主に現金給付費、前 期高齢者納付金等)		(主に事業経費等)						
4.92 (年齢・所得調整後)	+	3.89	+	0.87	-	0.03	+	0.05	+	▲0.002

- ①端数整理の関係上、各料率の合計が一致しない
 ②平均保険料率は10%、激変緩和率は解消として試算
 ③調整前第1号保険料率[長野支部]5.17%※年齢調整:▲0.06% 所得調整:▲0.19%

《全国共通料率》

	長野支部 保険料率	第1号 都道府県単位 保険料率 (年齢・所得調整後)	第2号 都道府県単位 保険料率	第3号 都道府県単位 保険料率	収入等 の率	保険料率 (激変緩和後)	精算分 の率	インセンティブ の率
		(支部別医療給付費)	(主に現金給付費、前 期高齢者納付金等)	(主に保健事業分)				
平成30年度	9.71	4.75	4.07	0.79	0.02	9.70	0.01	-
令和元年度	9.69	4.79	3.99	0.89	0.06	9.66	0.02	-
令和2年度	9.70	4.92	3.89	0.87	0.03	-	0.05	▲0.002
前年からの増減	+0.01	+0.13	▲0.10	▲0.02	▲0.03	-	+0.03	▲0.002

- ①端数整理の関係上、各料率の合計が一致しない
 ②平均保険料率は10%、激変緩和率は解消として試算
 ③調整前第1号保険料率[長野支部]5.17%(前年:5.03%)※年齢調整:▲0.06%(前年:▲0.06%) 所得調整:▲0.19%(前年:▲0.19%)

(6-2) 令和2年度長野支部保険料率の実数による算定

調整前保険料率

$$\frac{\text{支部の医療給付費}}{\text{支部の総報酬}} = \frac{82,738\text{百万円}}{1,601,239\text{百万円}} \times 100 = 5.167118$$

年齢調整

[全国平均の加入者1人当たり給付費に支部加入者数を乗じた額] - [全国平均の年齢階層別1人当たり給付費に支部年齢階層別加入者数を乗じた額]

$$= \frac{87,453,011,665\text{円} - 88,378,307,853\text{円}}{1,601,239,044,331\text{円}} = \frac{\text{支部の総報酬額} \quad \triangle 925,296,188\text{円}}{1,601,239,044,331\text{円}} = \triangle 0.05778$$

所得調整

[全国の給付費合計を支部総報酬で按分した額] - [全国平均の加入者1人当たり給付費に支部加入者数を乗じた額]

$$= \frac{84,372,954,311\text{円} - 87,453,011,665\text{円}}{1,601,239,044,331\text{円}} = \frac{\text{支部の総報酬額} \quad \triangle 3,080,057,354\text{円}}{1,601,239,044,331\text{円}} = \triangle 0.19235$$

インセンティブ

$$\frac{\text{加算額} - \text{減算額}}{\text{支部の総報酬}} = \frac{59,012,223\text{円} - 92,017,273\text{円}}{1,601,239,044,331\text{円}} \times 100 = \triangle 0.00206$$

(6-3) 令和2年度長野支部保険料率の実数による算定のための基礎数値

年齢階層別加入者数

	合計	0～4	5～9	10～14	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～
全国	41,345,000	1,991,630	2,205,613	2,282,227	2,446,324	2,711,132	2,746,119	3,075,299	3,411,333	3,976,799	4,009,293	3,352,012	3,090,808	2,906,360	2,097,802	1,042,251
	構成比	4.82	5.33	5.52	5.92	6.56	6.64	7.44	8.25	9.62	9.70	8.11	7.48	7.03	5.07	2.52
長野	689,622	32,862	37,641	40,545	43,951	44,057	41,760	46,989	54,073	66,966	67,113	56,853	52,928	51,340	34,959	18,483
	構成比	4.76	5.45	5.87	6.36	6.38	6.05	6.80	7.83	9.70	9.72	8.23	7.66	7.43	5.06	2.68

支部別医療給付費

※小数第一位を四捨五入した数値を掲載しているため、実数計算とは相違する

全国計

5,236,259,954,970円

長野支部

82,737,915,052円

年齢階層別1人当たり医療給付費

※小数第一位を四捨五入した数値を掲載しているため、実数計算とは相違する

0～4	185,453円	40～44	91,362円
5～9	88,959円	45～49	110,447円
10～14	70,371円	50～54	141,914円
15～19	56,522円	55～59	179,753円
20～24	53,154円	60～64	226,073円
25～29	65,820円	65～69	289,631円
30～34	75,203円	70～74	416,594円
35～39	81,913円	計	126,648円

都道府県別総報酬

※小数第一位を四捨五入した数値を掲載しているため、実数計算とは相違する

全国計

99,374,307,260,000円

長野支部

1,601,239,044,331円

(7) 令和2年度都道府県単位保険料率のまとめ

保険料率 (%)	支部数	24
10.73	1	
10.41	1	
10.34	1	
10.33	1	
10.32	1	
10.30	1	
10.28	1	
10.25	2	
10.22	2	
10.20	1	
10.17	2	
10.15	1	
10.14	3	
10.07	1	
10.06	1	
10.05	1	
10.03	1	
10.01	2	
9.99	1	
9.97	1	
9.95	1	
9.93	1	
9.92	1	
9.91	1	
9.88	3	
9.87	1	
9.81	2	
9.79	1	
9.77	4	
9.75	1	
9.73	1	
9.71	1	
9.70	1	
9.59	1	
9.58	1	

24

23

平均保険料率10%で試算

令和元年度保険料率からの変化分		支部数	21
料率 (%)	金額 (円)		
+0.15	+210	1	
+0.11	+154	1	
+0.10	+140	1	
+0.09	+126	2	
+0.08	+112	1	
+0.07	+ 98	2	
+0.06	+ 84	1	
+0.05	+ 70	1	
+0.03	+ 42	2	
+0.02	+ 28	6	
+0.01	+ 14	3	
0.00	0	2	
▲0.01	▲ 14	3	
▲0.02	▲ 28	5	
▲0.03	▲ 42	3	
▲0.04	▲ 56	3	
▲0.05	▲ 70	2	
▲0.06	▲ 84	1	
▲0.07	▲ 98	2	
▲0.08	▲112	1	
▲0.09	▲126	1	
▲0.11	▲154	1	
▲0.12	▲168	1	
▲0.13	▲182	1	

21

24

・「+」は令和2年度保険料率が令和元年度保険料率よりも上がったことを示しており、「▲」は下がったことを示している。
 ・金額は、標準報酬月額28万円の被保険者に係る保険料負担(月額:労使折半後)の増減。

(8-1) 協会けんぽの収支見込み(医療分)

[単位:億円]		平成30年度	令和元年度	令和2年度	備考								
		決算	直近見込み (元年12月)	政府予算を 踏まえた見込み (元年12月)									
収入	保険料収入	91,429	96,149	99,389	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年～令和元年度保険料率 10.00% ・令和2年度保険料率 10.00% ・令和2年度の単年度収支を均衡 させた場合の保険料率 9.45% 								
	国庫補助等	11,850	12,110	12,669									
	その他	182	619	290									
	計	103,461	108,879	112,348									
支出	保険給付費	60,016	63,912	67,261	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>[拠出金対前年度比]</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: right;">+</td> <td style="text-align: right;">62億円</td> <td rowspan="3" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle;">+ 102億円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">+</td> <td style="text-align: right;">41億円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">▲</td> <td style="text-align: right;">1億円</td> </tr> </table> </div>	+	62億円	}	+ 102億円	+	41億円	▲	1億円
	+	62億円	}	+ 102億円									
	+	41億円											
	▲	1億円											
	老人保健拠出金	—	—	—									
	前期高齢者納付金	15,268	15,246	15,307									
	後期高齢者拠出金	19,516	20,999	21,040									
退職者給付拠出金	208	2	1										
その他	2,505	3,644	3,295										
計	97,513	103,802	106,903										
単年度収支差		5,948	5,076	5,445									
準備金残高		28,521	33,597	39,042									

※端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

(8-2) 協会けんぽ収支見込(介護分)

[単位:億円]		平成30年度	令和元年度	令和2年度	備考
		決算	直近見込み (元年12月)	政府予算を踏まえた見込み (元年12月)	
収入	保険料収入	8,664	10,099	10,905	20年度保険料率 1.13%
	国庫補助等	879	515	—	21年度保険料率 1.19%
	その他	—	—	—	22年度保険料率 1.50%
	計	9,543	10,606	10,905	23年度保険料率 1.51%
支出	介護納付金	10,130	10,671	10,463	24年度保険料率 1.55%
	その他	18	—	—	25年度保険料率 1.55%
	計	10,148	10,671	10,463	26年度保険料率 1.72%
	単年度収支差	▲605	▲65	443	27年度保険料率 1.58%
準備金残高	▲403	▲467	▲25	28年度保険料率 1.58%	
					29年度保険料率 1.65%
					30年度保険料率 1.57%
					1年度保険料率 1.73%
					2年度保険料率 1.79%
					《納付金対前年度増減》 ▲208億円

※端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

標準報酬月額 280千円	介護保険非該当者(9.69→9.70)	介護保険該当者(11.42→11.49)
令和2年3月納付分まで	27,132円	31,976円
令和2年4月納付分から	27,160円	32,172円
増減額	+ 28円	+ 196円

※上記金額は、事業主負担分と被保険者負担分の合計保険料額。

(9) 保険料率改定に伴う広報スケジュール

